

問1 予防接種の接種履歴を確認したところ、予診票が届く前に予防接種を受けていた。手元に届いた予診票冊子、バーコードシールの扱いはどうすればいいのか。

(答) 予診票冊子が届く前に接種を受けている場合、お手元に届いた予診票冊子から、受けた予防接種の予診票を抜き取り、破棄していただいてもかまいません。バーコードシールについても、ご使用にならないものは破棄していただいてもかまいません。予診票、バーコードシールを破棄する場合は、必ず母子健康手帳等で接種履歴を確認し、間違いがないようお気を付けください。

問2 バーコードシールを予診票の指定位置に貼り忘れて医療機関に来てしまった。

(答) 万が一バーコードシールを貼り忘れてしまった場合、バーコードシールを貼らずにご使用していただいてもかまいません。

問3 【日本脳炎の特例対象の方】日本脳炎の予防接種の1期不足分を受けたいが、手元に届いた予診票が日本脳炎2期と記載されているものである。1期不足分を受ける際、届いた予診票を使用しているのか。

(答) お手元に届いた予診票は日本脳炎2期専用のものであるため、日本脳炎の1期不足分を受ける場合は、医療機関に備え付けの日本脳炎の予診票をご使用ください。

問4 何らかの事情により、バーコードシールに記載されている名前と、接種日現在の名前が異なる場合はどうすればいいのか。

(答) お手元に届いたバーコードシールの名前の部分を書き換えていただくか、バーコードシールを貼らずに予診票を使用してください。

問5 兄弟がいますが、下の子どもには予診票冊子が届いたが、上の子どもに予診票冊子が届かないのはなぜか。

(答) 予診票冊子、バーコードシールは、2か月、1歳、3歳、9歳、11歳になるお子さんのお誕生日の前月、5歳のお子さんは小学校に就学する前年度の4月、13歳・16歳になる年度の4月(女子のみ)に送付しています。予診票冊子が届いていない月齢、年齢で接種を受ける際は、医療機関備え付けの予診票を使用してください。